

新型コロナウイルスに関する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂
(ICD-10)」におけるDPC/PDPSの対応について(案)

1. 現状と課題

- DPC/PDPSにおいては、DPC対象病院における費用の算定方法として、傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名を診断群分類点数表として規定しており、そのうち傷病名はICD10コードを用いて規定している。
- 令和2年1月31日の新型コロナウイルスに関するWHOの緊急事態宣言に伴い、2019年新型コロナウイルス急性呼吸器疾患についてICD10において使用するコードが「U07.1 2019-nCoV acute respiratory disease(以下、COVID-19)」とされた。
- COVID-19に関する診療を評価した包括点数は設定されていないため、DPC対象病院においてCOVID-19に係る入院加療が行われた患者の費用の算定方法について規定する必要がある。

2. 対応(案)

COVID-19に係る入院加療が行われ、傷病名としてU07.1が選択された患者については、令和4年度診療報酬改定までの間、出来高算定することとしてはどうか。